

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市社会福祉協議会補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	地域福祉の推進を図るため、社会福祉法第109条に基づき設置された、佐渡市社会福祉協議会に対し、職員人件費及び事業活動の一部を助成する。
補助事業者	社会福祉法人 佐渡市社会福祉協議会
補助対象経費	法人運営事業、地域福祉活動事業、屋内ゲートボール場(すぱーく両津)運営事業に要する経費のうち、人件費、事務費及び事業費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	補助対象経費の2分の1以内の額
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	法人運営事業(1/2以内) 地域福祉活動事業(1/2以内) 屋内ゲートボール場運営事業(利用料を差引いた運営費)
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 屋内ゲートボール場の運営に関しては公共性の高い施設であることから、市が維持管理費相当の支援を行い、福祉の向上を図る。
数値目標等	B 数値化不可
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果(計算式) ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 事業の性質上、妥当な数値目標が設定しにくいいため設定していない。法人運営事業については、収支状況・社会福祉協議会の会員数、地域福祉活動事業については各事業の実施状況、ゲートボール場運営事業については、施設利用料・利用者数等で評価する。
補助制度開始	平成31年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段)
事業担当(担当部署)	社会福祉課
事業担当(電話番号)	0259-63-5113